

## 豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する 利用者負担軽減制度事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、低所得で特に生計の維持が困難である者及び生活保護受給者に対して、介護保険サービス等の提供を行う社会福祉法人等（社会福祉法人、市町村及び社会福祉事業を経営する他の事業主体をいう。以下同じ。）が行う利用者負担の軽減について、必要な事項を定める。

### (事業を行う社会福祉法人等)

第2条 当該軽減制度事業を行う社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）は、当該軽減法人等を所管する愛知県及び愛知県内の市町村に対して、その旨の申出を行ったものとする。

### (軽減の対象者)

第3条 軽減の対象者は、旧措置入所者のうち利用者負担が5%以下の者を除く（ただし、ユニット型の個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。）。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についての軽減対象とする。豊田市の要介護被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する要介護被保険者等をいう。）又は介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者（豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条に規定する介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者をいう。）のうち、市町村民税非課税世帯であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計の維持が困難な者として豊田市が認めた者（おむね必要経費等が、収入合計の8割程度を越える者）及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

### (軽減確認の手続)

第4条 軽減の適用を受けようとする者は、社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書が提出された日（以下「申請日」という。）において前条に規定する軽

減の対象者に、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第2号。以下「確認証」という。）を交付する。ただし、前条第1号については、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月、5月、6月又は7月の場合は前年度）の市町村民税とする。

#### （確認証の有効期限）

第5条 確認証は、申請日の属する月の初日（以下「発行日」という。）に遡って効力を有するものとする。ただし、やむを得ない理由等により市長が特別に認めた場合は、この限りではない。

2 確認証の有効期限は、発行日の属する年度の翌年度の7月末日まで（発行日の属する月が4月、5月又は6月の場合は、発行日の属する年度の7月末日）とする。

#### （確認証の提示）

第6条 軽減法人等の事業者が行う介護保険サービスを受けるに当たって軽減を受けようとする者（以下「軽減利用者」という。）は、当該事業者に確認証を提示するものとする。

#### （軽減の程度）

第7条 確認証の提示を受けた軽減法人等は、軽減利用者が受ける介護保険法に基づく訪問介護、通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設における施設サービスの各サービス（日常生活に要する費用については食費及び居住費（滞在費）に限る。）並びに、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスに係る利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者においては2分の1）に相当する額を軽減する。ただし、短期入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

2 生活保護受給者については、短期入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る居住費（滞在費）のみ対象とし、利用者負担の全額を軽減する。

#### （確認証の返還）

第8条 確認証の交付を受けた者に次の事由が生じた場合は、当該確認証を速やかに市長に返還しなければならない。

（1）確認証の有効期限に至ったとき。

（2）確認証の交付を受けた者が転居又は死亡により豊田市の被保険者でなくなったとき。

- (3) 法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者でなくなったとき。
- (4) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 市長は、確認証の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、確認証を返還させることができる。

- (1) 確認証を他人に譲渡、貸与したとき。
- (2) 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。

#### (利用者負担)

第9条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

#### (不正利得の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

#### (軽減法人等に対する助成)

第11条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

2 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、第3条から前条までに定めるとおりとする。

#### (補則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第3条及び第7条に規定する経過措置者に対する経過措置の実施期間は、平成18年

7月1日から平成20年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 第8条に規定する特例措置の実施期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に第4条の規定による改正前の豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。